



町民みんなが主役の まちづくり

～東郷町自治基本条例～

東郷町



東郷町イメージキャラクター
トッピー



どうして自治基本条例はできたの？

東郷町自治基本条例ができた背景は

東郷町は、昭和40年代の高度経済成長期以降、近隣の自治体とともに住宅のまちへと発展してきました。そして、町民のニーズや価値観の多様化とともに少子高齢社会や低成長の社会へと移り変わる中で、地方分権が進展し、市町村では、「自分たちのまちのまちづくりは、自分たちの責任で決めて行う」ということが求められるようになりました。

東郷町のまちづくりにも「町民一人ひとりが、まちづくりの主体として共に力を合わせていくこと」が求められています。そこで、多種多様な町民ニーズに対応したまちづくりを進めるために、町民と町が情報の共有を図るとともに、町民の参画・協働を進める町政運営のあり方や基本的な原則を定める自治基本条例が誕生しました。

東郷町には、まちづくりのルールを定めた自治基本条例のほかに、町民の生活や活動の心得として定められた町民憲章もあるんだよ！



..*.*.* わたくしたちの誓い（町民憲章） *.*.*.*.*

わたくしたちは、恵まれた郷土をさらに住みよいまちに発展させることを願い、一人ひとりが、暮らしの中で身につけ実践してゆくためのきまりを定めます。

- 1 緑を愛し 住みよいまちをきずきます
- 1 きまりを守り ふれあいのある明るいまちをつくります
- 1 教養を豊かにし 文化の向上につとめます
- 1 元気で働き 幸せな家庭にします
- 1 いのちを大切にし 進んでからだをきたえます

(昭和60年4月14日制定)

『ふるさと東郷』を誇れるまちに！

「東郷」という名が付されて百有余年。水と緑に抱かれたわたしたちのまち東郷は、名古屋と豊田の間に位置する住まいのまちとして成長してきました。

わたしたちは、広く町民に親しまれる東郷音頭がうたう「古いも若きも手をつなぐ」ふれあいや地域の絆、先人が守り育ててきた「稲穂波打つ」農業・伝統文化を次代に引き継ぎ、自然と共生しながら「まちの元気」を育てていきたいと願っています。

そして、未来を担う子どもたち、お年寄り、障がい者など、あらゆる住人が「ふるさと東郷」に誇りを持ち、健康で幸せに暮らし続けられるようなまちづくりを目指します。

そのために、わたしたち町民は、自らまちづくりに参画するとともに、議会や町と相互に補完し合い、協働していきましょう。

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、わたしたち町民が主役となって、未来の種をまき、育て、「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現しましょう！

【東郷町自治基本条例 前文から引用】

東郷音頭は、昭和51年に新旧の住民の心をひとつにつないで、活力を生み出すためにつくられたんだよ。世代を超えて、保育園や夏まつりで踊られているね。



ハ― 花の吹雪か 桜の集い
心よせ合う 顔と顔
住めば都よ われらの町は
あつい人情の 花も咲く
みんな踊ろよ 手をつなぐ
ふるさと東郷 よい所

※
ハ― あやめ咲く庭 おらがの広場
古いも若きも 手をつなぐ
花と緑の われらの町に
はつむ歌声 夢を呼ぶ
(※印くりかえし)

ハ― 稲穂波打つ 黄金の世界
ちから合わせて 築こうよ
実り豊かな われらの町は
明日にはばたく 尾張路に
(※印くりかえし)

東郷音頭



自治基本条例って何？

「町民が主役のまちづくり」を進めるための大切なルール！

自分たちの町のことは、暮らしている自分たちが一番よくわかるはず…。町民一人ひとりがまちづくりに参加して「自分たちの町のことは、みんなで考え、話し合い、みんなの力で解決していくことが大切だ」という住民自治の基本はありますが、住民自治によるまちづくりについて具体的なルールを明記した法律はありません。

しかし、実際にみんなが協力し、一緒に行動するためには、一定のルールが必要です。

自治基本条例は、町民と議会と行政がどのような関わり方をして、まちづくりを進めていくかということを決めたルールです。

まちづくりには町民参加が必要なんだね！！



子どもからお年寄りまで、全ての町民が幸せを感じられるまちにしたい

安全に安心して暮らせるまちにしたい

「ふるさと東郷」に誇りを持つことができるまちにしたい



目的

第1条 この条例は、東郷町のまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、町民の権利及び責務並びに議会及び町の責務を明らかにすることにより、町民が主役の自治の実現を図ることを目的とします。



自治基本条例の重要ポイントは…

町民の皆さんの力を活かしたまちづくり ～情報共有と町民参画～

みんなが同じ情報を共有すること

町民による情報収集

「町ではどのようなことが行われているのか」「何が問題なのか」などの情報を収集し、共有することが大切！

町からの情報発信

「町はどのようなことを考えているのか」「どのようなことを進めているのか」など分かりやすく積極的に情報を発信することが大切！

町民が積極的に参加すること

地域のまちづくりへの参加

身近な地域で行われている、地域をよりよくしていく活動に参加していくことが大切！

町のまちづくりへの参加

町の行う施策などに、意見や提案を出していくことや町との話し合いに参加することが大切！



まちづくりとは…

誰もが快適に暮らせるようにするための活動のことです。
地域の清掃活動や子どもの登下校の見守りなど町民一人ひとりが力を合わせて、暮らしやすいまちをつくるという活動も、道路や建物、公園などの施設の整備も「まちづくり」です。
また、子どもや高齢者に対する福祉活動なども「まちづくり」のひとつです。
身近な地域で行われている活動に参加することも、町が行う施策に意見や提案を出したり、町との話し合いに参加することもみんな「まちづくりへの参加」なのです。

まちづくりの基本原則

- 第4条 東郷町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、広く町民がまちづくりに参画し、町民、議会及び町が連携しながら協働することによって進めることを原則とします。
- 2 東郷町のまちづくりは、町民、議会及び町がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。
- 3 東郷町のまちづくりは、議会及び町が町民に対して町の行う施策について常に分かりやすく説明することを原則とします。
- 4 東郷町のまちづくりは、男女の性別にかかわらず共に参画して実施することを原則とします。



情報を共有するところからスタートです。



例えば…

自治基本条例でまず大切なのは、みんなが情報を共有すること。まちづくりは、まず「知る」ことから始まります。現在の状況や課題などを知らなければ、まちづくりについて話し合うことも、活動することもできません。まずは、情報を共有するところからスタートです。

広報とうごうや町が発行しているパンフレット、地区回覧板などを読んでみよう!

東郷町では、「広報とうごう」をはじめ、さまざまな冊子やパンフレットを発行して町の情報をお伝えしています。これらのパンフレットなどは、役場やいこまい館などの公共施設で配布しています。

また、地区の回覧板などでもさまざまな情報をお伝えしています。



役場に行って職員と気軽に対話しよう!

役場で職員に話しかけようと思うと、ちょっと話しかけづらいと思いませんか?でも、気軽に対話できるようお互いに意識したいですね。分からないことがあったら気軽に声を掛けましょう。



ホームページやケーブルテレビをチェックしよう!

東郷町のホームページでは、多くの町民の皆さんに関心を持ち活用していただけるように町の施策・計画・行事などを分かりやすく、コンパクトに情報を発信しています。また、子どもたちが学習をするときに便利なキッズページもあります。さらに、ケーブルテレビ「CCNET」では、町のトピックスやイベントなどをお伝えしています。



出前講座などで直接話を聞こう!

東郷町では、地域の皆さんからの要望に応じて、町職員が地域に出向き、町政やまちづくりについて分かりやすく説明する「まちの出前講座」やいろいろな懇談会などを開催しています。



町民と議会と職員が相互に理解し合うために分かりやすく積極的に情報を提供しましょう。



議会報告会

「まちの出前講座」では、皆さんの生活の身近なテーマについて、職員が分かりやすく説明します。どんどん活用してください。



認知症サポーター養成講座

「協働の取組」に参加することでまちづくりについて、町民と議会、職員が気軽に話し合うことができます。



地域公共交通地区懇談会



まちの出前講座 (健康づくりと食育)

町民・議会・職員が互いに分かりあうよう努めることが大切!

情報公開及び個人情報保護

第12条 議会及び町は、開かれた行政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町政の情報を積極的に開示し、又は提供し、町民と情報を共有します。

2 町は、町民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適切に保護します。

3 議会及び町は、町民に対し、町政に関する内容を常に分かりやすく説明する責任を果たすとともに、町民からの説明の要請があったときは、誠実な対応に努めます。



身近なまちづくり に積極的に参加しよう。

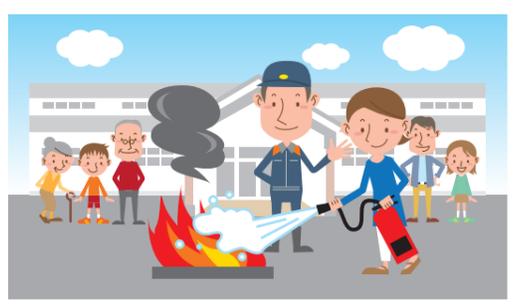


例えば…

地域には、区・自治会を始めとした、たくさんの組織や団体があり、さまざまなまちづくり活動を行っています。

コミュニティセンターを中心とした地域活動

もっとも身近な住民活動のひとつで、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくため、区・自治会活動を行っています。



消防団や防犯パトロールなどの地域の安全安心活動

防災・防犯やイベント時の警備などで活躍しています。



老人クラブや子ども会などの活動

仲間づくりを通して生活を豊かにするコミュニティ活動を行っています。



こうした活動のほかに、町民の自主的で公益的な活動(NPOなどのボランティア活動)を支援するために、イーストプラザいこまい館の2階に「町民活動センター」があります。

※ボランティア活動の窓口は、社会福祉協議会にもあります。



地域活動及び町民活動

- 第 11 条 町民は、区、自治会等の地域の組織の果たす役割を認め、それぞれの地域において自主的に地域の活動に参画し、協力するよう努めます。
- 2 町民は、公益的な活動を自発的又は自律的に取り組む町民（以下この条において「町民活動団体」という。）の意義を認め、自らが関わることでできる町民の活動に参画し、協力するよう努めます。
- 3 議会及び町は、地域の組織及び町民活動団体の自主性を尊重し、並びにこれらの地域の活動及び町民の活動を積極的に守り育てるよう努めます。

町民活動センターとは…

町民活動センターを知っていますか？

「町民活動センター」は、ボランティア団体を始め町民の自主的なグループの活動拠点づくりや新たな町民活動団体の立ち上げを促進し、町民の社会貢献活動がさらに活発になるよう支援する施設です。



現在、登録されている約150団体(登録団体)が「町民活動センター」を拠点として、さまざまな活動を行っています。



町民活動センターを活用してね！

地域の活動について相談できます！

町では、ボランティア団体を始め町民の自主的なグループの活動拠点づくりや新たな町民活動団体の立ち上げを促進するために、さまざまな情報を提供するほか、相談も受けています。

交流サロンで情報交換ができます！

登録団体が打合せや情報交換の場として気軽に、自由に利用できる共有スペースです。

いろいろなお知らせがチェックできます！

ボランティアなどの情報や各種団体の活動情報が集積されたスペースです。ここでは、書籍コーナー、情報掲示板、パンフレットスタンドなどを備え、情報の収集や行動を起こす際の呼びかけにも利用できます。

活動オフィスを利用できます！

登録団体の活動の拠点となる事務所的機能を有した団体専用の活動オフィスを利用することができます。(有料)



あなたの声をまちづくりに届けよう。

こんな方法があるよ!

みんなが納得できるまちづくりを進めていくためには、意見を町政に反映させるため、説明会・懇談会・委員会な

町民の皆さん一人ひとりがまちづくりに積極的に関わっていくことが大切です。町は、皆さんのご意見を積極的に聞きます。

説明会・懇談会・フォーラム*などに参加しましょう!



様々なパブリックコメント**に応募し、多様な町民の意見を伝えましょう!



各種審議会や行政検討委員会等の公募委員に応募してまちづくりなどについて、話し合いましょう!



自治基本条例検討委員会



中学生子ども会議

東郷町のホームページの「お問い合わせ」からも皆さんの意見や提案をお受けしています。

<http://www.town.aichi-togo.lg.jp/chousei/kouchou/otoiwase/index.html>



町民からの意見や提案はとっても大切! 自分の思いを伝えてみよう。



パブリックコメント (意見公募) の仕組み

政策の案と資料を公表

それに対する意見・情報を募集

寄せられた意見・情報を考慮し、政策決定

意見等の概要と町の考え方を公表

*フォーラム…あるテーマについて出席者全員が参加して行う、話し合いのことです。

**パブリックコメント…町の基本的な政策等(条例や計画)を策定する際に、町民の皆さんから広く意見を求める手続きの一種のことです。町民の皆さんへの説明責任を果たし、町政への参画を促進するとともに、行政の透明性の向上を図り、町民と行政の協働による効率的なまちづくりを推進することを目的としています。



町民も、議会も、町長・職員も。みんなで進めるまちづくり。



仕組みと役割を見よう!

町民、議会、町長・職員はそれぞれの役割を果たしながら、まちづくりを進めます。

【健全な財政運営】

■健全な財政運営及び効率的な町政運営をします。(第9条)

【地域のまちづくりを尊重・支援】

■地域のコミュニティ活動や個々の団体活動を尊重し、活発に活動ができるよう支援します。(第11条)

【計画の立案・実施・評価まで説明】

■情報を積極的に分かりやすく提供します。(第12条)

【魅力あるまちづくり】

■自主的かつ魅力的なまちづくりを進めます。(第13条)



【まちづくりの主役として自覚】

■まちづくりの主役として町政に関心を持って、積極的にまちづくりに参画します。(第6条・10条)

【地域のまちづくりに参加】

■自主的に地域のまちづくり活動に参画し、協力します。(第11条)



【町の業務をチェック・開かれた議会運営】

■町民の声を反映させて、町の重要な事項を決定します。(第8条)

■町の将来のまちづくりを展望し、全ての町民と地域に配慮した議会運営をします。(同条)

■広く町民の意見を聞き、開かれた議会運営をします。(同条)





みんなで協力して町民が 主役のまちづくりを実現しよう。

自治基本条例でこのようにまちを運営します。



町民参画及び協働

(町政運営)

- 第13条 町は、町が実施するまちづくりにおける町民の参画を推進し、町民及び議会と連携しながら協働による町政運営に取り組みます。
- 町は、公正かつ公平及び透明性の高い町政運営を基本とし、東郷町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。
 - 町は、将来にわたるまちづくりの展望をもとに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として総合計画を策定し、その計画に従って町政を進めるとともに、その経過又は成果について定期的に公表します。
 - 町は、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう能率的かつ効率的な町政運営を行います。

【お問い合わせ】

〒470-0198
 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地
 東郷町企画部企画情報課企画調整係
 TEL (0561) 38-3111
 FAX (0561) 38-0001
 E-mail tgo-kikaku@town.aichi-togo.lg.jp

条例制定過程や条例解説など、詳しい情報は町ホームページをご覧ください。

東郷町自治基本条例



携帯電話・スマートフォンの方はこちらから

click!

東郷町自治基本条例

平成25年6月24日 制定

尾張東部に「東郷」という名が付されて百有余年。水と緑に抱かれたわたしたちのまち東郷は、名古屋と豊田の間に位置する住まいのまちとして、転入者の若い力も加えながら、堅実に成長してきました。

わたしたちは、広く町民に親しまれる東郷頭韻が謳う「老いも若きも手をつなぐ」ふれあいや地域の絆、先人が守り育ててきた「稲穂波打つ」、「実り豊かな」農業・伝統文化の魅力を次代に引き継いでいきます。このとき地球環境にも配慮の上、自然と共生しながら持続可能な「まちの元気」を育てていきたいと願っています。

そして、未来を担う子どもたち、お年寄り、障がい者や外国人など、ここに住むあらゆる人が「ふるさと東郷」に誇りを持ち、健康で幸せに暮らし続けられるよう「今あるものを活かしながら、新たな価値を見出すまちづくり」を目指します。

そのためには、わたしたち町民が、主体的にまちづくりに参画するとともに、議会や町と相互に補完し合い、協働していかなければなりません。

年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、わたしたち町民が主役となって、未来の種をまき、育て、「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現するために、町の最も重視すべき条例として、ここに東郷町自治基本条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、東郷町のまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、町民の権利及び責務並びに議会及び町の責務を明らかにすることにより、町民が主役の自治の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び町内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 事業者 町民のうち町内において、事業を行う個人又は法人をいいます。
- (3) 議会 東郷町議会の議員によって構成される町の基本的な事項の団体意思を決定する機関をいいます。
- (4) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいいます。
- (5) まちづくり 町民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (6) 参画 町民又は町が実施するまちづくりにおける事業の企画、実施及び評価の各段階において、町民が自主的に意見を述べ、事業の実施に直接関与することをいいます。
- (7) 協働 町民、議会及び町がそれぞれの特性及び役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、対等な立場で相互に連携し、又は協力することをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、東郷町のまちづくりにおいて、最も重視する条例であり、町民、議会及び町は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 議会及び町は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的な事項を定めるときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(まちづくりの基本原則)

第4条 東郷町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、広く町民がまちづくりに参画し、町民、議会及び町が連携しながら協働することによって進めることを原則とします。

- 2 東郷町のまちづくりは、町民、議会及び町がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。
- 3 東郷町のまちづくりは、議会及び町が町民に対して町の行う施策について常に分かりやすく説明することを原則とします。
- 4 東郷町のまちづくりは、男女の性別にかかわらず共に参画して実施することを原則とします。

(町民の権利)

- 第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心で幸せに暮らすことができます。
- 2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。
 - 3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。
 - 4 町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。

(町民の責務)

第6条 町民は、まちづくりに関心を持ち、これに主体的に参画するよう努めます。

- 2 町民は、まちづくりに関して、町民の担う役割又は負担するものがあるときは、これを果たすよう努めます。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、事業を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重するよう努めます。
- 2 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、積極的に地域に貢献するとともに、東郷町のまちづくりに寄与するよう努めます。
 - 3 事業者は、事業を行うに当たっては、法令、条例等を遵守するとともに、環境に配慮する責務を有します。
 - 4 事業者は、事業を行うに当たっては、雇用における男女の均等な機会を確保し、従業員の「仕事と生活の調和」を実現するよう努めます。

(議会の責務)

- 第8条 町と独立かつ対等の関係にある議会は、議会が持つ権限を有効に活用し、及びその機能を発揮するとともに、適正な町政運営の確保に努めます。
- 2 議会は、町民を代表する機関として、将来にわたるまちづくりの展望を持ち、町民及び地域に配慮した議会運営に努めます。
 - 3 議会は、会議及び委員会を公開し、開かれた議会運営に努めるとともに、広く町民の声に耳を傾け、その想いを的確に町政に反映させるよう努めます。

(町長の責務)

- 第9条 町長は、この条例の趣旨を最大限に尊重した町政運営を行います。
- 2 町長は、町民が望むまちづくりを実現するため、公正、公平かつ誠実な町政運営を行います。
 - 3 町長は、リーダーシップを発揮し、健全な財政運営及び能率的かつ効率的な町政運営を行います。
 - 4 町の職員は、前3項の規定に従い、常に町民の視点に立ち、町民との信頼関係を築きながら職務を行うとともに、職務に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

(町民参画及び協働)

- 第10条 議会及び町は、町民がまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、町民が参画しやすい環境を整備します。
- 2 町民は、まちづくりの主役として町政に関心を持ち、まちづくりに主体的に参画するよう努めるとともに、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。
 - 3 町民、議会及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いに対等の立場で相互に理解を深め、信頼関係を築きながら協働してまちづくりを推進します。

(地域活動及び町民活動)

- 第11条 町民は、区、自治会等の地域の組織の果たす役割を認め、それぞれの地域において自主的に地域の活動に参画し、協力するよう努めます。
- 2 町民は、公益的な活動を自発的又は自律的に取り組む町民（以下この条において「町民活動団体」という。）の意義を認め、自らが関わることのできる町民の活動に参画し、協力するよう努めます。
 - 3 議会及び町は、地域の組織及び町民活動団体の自主性を尊重し、並びにこれらの地域の活動及び町民の活動を積極的に守り育てるよう努めます。

(情報公開及び個人情報保護)

- 第12条 議会及び町は、開かれた行政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町政の情報を積極的に開示し、又は提供し、町民と情報を共有します。
- 2 町は、町民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適切に保護します。
 - 3 議会及び町は、町民に対し、町政に関する内容を常に分かりやすく説明する責任を果たすとともに、町民からの説明の要請があったときは、誠実な対応に努めます。

(町政運営)

- 第13条 町は、町が実施するまちづくりに関する町民の参画を推進し、町民及び議会と連携しながら協働による町政運営に取り組みます。
- 2 町は、公正かつ公平及び透明性の高い町政運営を基本とし、東郷町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。
 - 3 町は、将来にわたるまちづくりの展望をもとに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として総合計画を策定し、その計画に従って町政を進めるとともに、その経過又は成果について定期的に公表します。
 - 4 町は、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう能率的かつ効率的な町政運営を行います。

(危機管理)

- 第14条 町民は、常日頃から地震その他の災害又は不測の事態（以下この条において「有事」という。）に備え、自らを守る努力をするとともに、町が推進する災害対策に対し、積極的に協力するものとします。
- 2 町民は、地域において相互に役割を担い、有事に備え、連携し、協力する体制づくりに努めます。
 - 3 町は、町民の生命、身体及び財産を有事から守るため、総合的な対策を構じます。

(広域連携)

- 第15条 町は、地方分権の趣旨を踏まえ、国及び県と対等な立場で連携し、協力して効果的な町政運営を行います。
- 2 町は、尾張東部が有する様々な地域の特性を最大限に活かすため、周辺の自治体と連携した行政運営を行い、この地域の発展とともに東郷町の発展に努めます。

(住民投票)

- 第16条 東郷町における特に重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要があるときは、投票の資格を有する町民の請求又は議会若しくは町長の発議により、住民投票を実施することができます。
- 2 町民、議会及び町は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
 - 3 住民投票の実施に関し、必要な事項は、別に条例で定めます。

(検証及び見直し)

第17条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例における町民の想い及びその時点の社会情勢に照らし、並びにこれを検証し、その結果に基づき見直しが必要なときは、これを行います。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。